

ヘルスイノベーション研究科における博士論文のインターネット公表に関する要項

この要項は、神奈川県立保健福祉大学学位規則第14条に基づき、大学院ヘルスイノベーション研究科における博士論文のインターネットによる公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 公表の方法

神奈川県立保健福祉大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）により公表する。

2 公表用論文の提出方法等

(1) 提出期限

別途指定された期日とする。

(2) 提出物

- ① 博士論文の公表に関する申出書（別記様式1）
- ② 博士論文全文の電子データ（PDFファイル）
- ③ 博士論文の内容の要旨の電子データ（PDFファイル）

(3) 電子データ仕様

- ① 電子データはPDF/A（ISO19005）を推奨する。
- ② データには暗号化、パスワード設定、印刷制限等を行わないこと。
- ③ 文字フォントはすべて埋め込みとする。（外部フォントを使用しない）

(4) 提出先

別途指定する。

3 要約による公表

(1) ヘルスイノベーション研究科長（以下「研究科長」という。）が、次の事由のいずれかに該当しやむを得ないと認めた場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- ④ その他全文公表が適切でないと思われる特別な事由がある場合

(2) 論文の要約を公表する場合は、2(2)において指定する提出物に加え、当該論文

の要約の電子データ（PDFファイル）を提出するものとする。

なお、この場合も2（3）により作成、保存のうえ提出すること。

- (3) 要約により博士論文を公表した執筆者は、やむを得ない事由が解消した場合は、速やかに博士論文の公表に関する変更届出書（別記様式2）を研究科長に提出するとともに、博士論文全文を公表するものとする。

4 その他

- (1) 電子データの作成及び機関リポジトリへの登録に関しては、神奈川県立保健福祉大学機関リポジトリ運用に関する要領に基づき行うものとする。
- (2) 電子データの作成に要する費用は、博士論文の執筆者本人の負担とする。
- (3) 研究科長は、学位を授与された者に代わり、神奈川県立保健福祉大学附属図書館長に機関リポジトリによる博士論文の公表を依頼する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。